

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】令和2年3月5日(2020.3.5)

【公開番号】特開2019-161130(P2019-161130A)

【公開日】令和1年9月19日(2019.9.19)

【年通号数】公開・登録公報2019-038

【出願番号】特願2018-48682(P2018-48682)

【国際特許分類】

H 01 L 21/205 (2006.01)

H 01 L 21/31 (2006.01)

C 23 C 16/44 (2006.01)

【F I】

H 01 L 21/205

H 01 L 21/31 B

C 23 C 16/44 E

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月22日(2020.1.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

成膜室と、

前記成膜室の内部を減圧するポンプと、

排液を貯留する貯留容器と、

第1の端部と第2の端部を有し、前記第1の端部が前記成膜室に接続され、前記第2の端部の近傍において第1の方向に伸長し、前記第1の方向に対して垂直な面において第1の開口面積を有する第1の配管と、

第3の端部と第4の端部を有し、前記第1の配管と前記ポンプとの間に設けられ、前記第3の端部の近傍において前記第1の方向と異なる第2の方向に伸長し、前記第4の端部が前記ポンプに接続された第2の配管と、

第5の端部と第6の端部とを有し、前記第1の配管と前記貯留容器との間に設けられ、前記第5の端部の近傍において前記第2の方向と異なる第3の方向に伸長し、前記第5の端部は前記第2の端部の中心から前記第1の方向に仮想的に伸びる直線の上に位置し、前記第6の端部が前記貯留容器に接続された第3の配管と、

前記第1の配管の内部に設けられ、前記第1の方向に対して垂直な面において前記第1の開口面積よりも小さい第2の開口面積を有する狭窄部と、を備え、

前記第5の端部の第3の開口面積は、前記第2の開口面積よりも大きい成膜装置。

【請求項2】

前記第3の配管の少なくとも一部が前記第1の方向に対して斜行する請求項1記載の成膜装置。

【請求項3】

前記第3の方向は前記第1の方向と異なる請求項1又は請求項2記載の成膜装置。

【請求項4】

前記第3の配管は、前記排液が前記第3の配管の中を重力で流れ前記貯留容器に貯留されるように設置された請求項1ないし請求項3いずれか一項記載の成膜装置。

【請求項 5】

前記第3の配管を冷却する冷却部を、更に備える請求項1ないし請求項4いずれか一項記載の成膜装置。

【請求項 6】

前記第3の配管の内部に、前記第3の配管の伸長方向に伸びる螺旋状の形状物を有する請求項1ないし請求項4いずれか一項記載の成膜装置。

【請求項 7】

前記第3の配管の内部に、漏斗状の部材を有する請求項1ないし請求項4いずれか一項記載の成膜装置。

【請求項 8】

前記第3の配管の内部に、前記第3の配管の伸長方向に対して略垂直な面を有するメッシュ状の部材を有する請求項1ないし請求項4いずれか一項記載の成膜装置。

【請求項 9】

前記第3の配管の内部に、前記第3の配管の伸長方向に対して略平行な板状の部材を有する請求項1ないし請求項4いずれか一項記載の成膜装置。